

科目名	税法Ⅱ Tax Law Ⅱ		選択	2 単位
学期・曜日・時限	秋・月・3 限	秋・月・6 限	-	-
担当教員名	鈴木 悠哉	e-mail		

＜講義の概要と目的＞

古くから「租税国家」という言葉があるように、国家が成立し、存続する上で、税は欠かせない要素のひとつです。「租税国家」の成立の背景には、国家が提供する種々のサービスに対し、人々が依存を高めていったという事情があります。いっぽう、国家の歳入において税が占める比率は高く、これはそのまま、人々の収入に対する税負担が相当程度に上ることを意味します。税についてある程度考察を進めれば、必然的に、このような国家と納税義務者との緊張関係を目の当たりにすることになります。

税負担を税引前の利益と税引後の利益の差という観点から眺めると、「税はコストである。」という認識につながります。経済活動を行う上で、さまざまなコストとどのように向き合うのかは、いつにおいても悩みの種です。いわゆるコスト管理の要諦は、各種コストの最小化方法であるのは言を俟ちません。コストとしての税負担をどのように軽減するかは、税の歴史、さらには国家の歴史と共に、これまで人類が共有してきた問題意識でもあります。

この講義では、各種税負担を経済活動に伴うコストとして位置づけ、このような税負担を最小化するための試み（タックス・プランニング）を各種法制度との関連で分析することを目的とします。いまから 80 年ほど前、ある国のある裁判官は、「誰であれ、自身の税負担を可能な限り軽減すべく、自由に行動することができる。」と述べました。近時は、多国籍企業による巨額の課税逃れが報道をにぎわしています。タックス・プランニングに伴う諸問題は、税法学という学問分野における、古くて新しい問題です。税について、税法について、もうすこし深く学んでみたいという人の履修を歓迎します。

＜到達目標＞

- 1) 税負担の軽減につながる行為を法的見地から類型化できるようになる。
- 2) それぞれの類型毎に、法がどのように対応しているのか、また、なぜ、そのように対応しているのかを説明できるようになる。
- 3) 裁判例の検討を通じ、なぜ該当する事案が司法審査の対象となるに至ったのか、また、当事者の行為によりどのような課税上の便益が生じているのかを指摘できるようになる。

＜アクティブ・ラーニング要素＞

担当教員による講義が終了した後、履修者全員にプレゼンテーションの担当を割り当て、裁判例の紹介と検討を行ってもらいます。ひきつづき、担当教員と他の履修者からの質疑に応じてもらいます。

＜ゲストスピーカー招聘＞

履修者によるプレゼンテーションをはじめる直前に、ゲストスピーカーに特別講義を一回分、担当してもらいます。

## <講義計画>

### 1回目：開講

・要点：シラバスに基づき講義の概要を確認したあと、講義の全体像を示します。履修を予定している人は必ず出席するようにしてください。

### 2回目：[講義]タックス・プランニングとその周辺(1)

・要点：なぜ、ひとびとは、自らの税負担を最小化しようとするのでしょうか。税が経済活動に付随するコストであることを確認し、租税債務を減少させる行為の法的類型を確認します。

### 3回目：[講義]タックス・プランニングとその周辺(2)

・要点：「脱税」と「節税」という行為類型について検討を加えます。どのような行為が該当するのでしょうか。法規範はどのような定めを置いているのでしょうか。これらの点を確認します。

### 4回目：[講義]タックス・プランニングとその周辺(3)

・要点：「租税回避」という行為類型について検討を加えます。どのような行為が該当するのでしょうか。「脱税」や「節税」とどう違うのでしょうか。これらの点を確認します。

### 5回目：[講義]タックス・プランニングとその周辺(4)

・要点：「租税回避」について、一步、ふみこんで考えます。法規範はどのような定めを置いているのでしょうか。なぜ、そのような定めを置いているのでしょうか。既存の法規範の適用以外に、どのような対抗手段があり得るのでしょうか。租税債務を減少させる行為として、他にはどのようなものがあり、どのような対抗手段があり得るのでしょうか。これらの点を確認します。

### 6回目：[講義]裁判例読解・評釈の方法

・要点：裁判例は、どう読んで、どうまとめれば良いのでしょうか。「税法演習」に所属していない履修者を対象に、この点を確認し、プレゼンテーションに備えてもらいます。

### 7回目：ゲストスピーカーによる特別講義

・要点：法人税法 132 条の 2 の解釈・適用について、最高裁判所の判例を題材とし、ゲストスピーカーに講義してもらいます。なお、担当回が変更になることがあります。

### 8回目：履修者によるプレゼンテーション(1)

・要点：この回から、履修者によるプレゼンテーションと質疑応答を中心に講義を進めていきます。初回は最高裁判所大法廷判決（昭和 42 年 11 月 8 日）を題材として、個別税法の定める「詐欺その他の不正の行為」の意義を検討します。

### 9回目：履修者によるプレゼンテーション(2)

・要点：最高裁判所決定（平成 9 年 10 月 7 日）を題材として、代理人の遁脱行為にかかる遁脱犯の成立について検討します。

### 10回目：履修者によるプレゼンテーション(3)

・要点：東京高等裁判所判決（昭和 47 年 4 月 25 日）を題材として、租税回避について、どのような対抗手段があり得るのかを検討します。

### 11回目：履修者によるプレゼンテーション(4)

・要点：東京高等裁判所判決（平成 11 年 5 月 31 日）を題材として、所得税法 157 条の適用の可否を検討します。

### 12回目：履修者によるプレゼンテーション(5)

・要点：東京高等裁判所判決（平成 11 年 6 月 21 日）を題材として、事実認定によって租税回避への対抗が可能か否かを検討します。

### 13 回目：履修者によるプレゼンテーション(6)

・要点：最高裁判所判決（平成 18 年 1 月 24 日）を題材として、映画フィルムのリースを通じて生じた課税上の便益を検討します。

### 14 回目：履修者によるプレゼンテーション(7)

・要点：最高裁判所判決（平成 18 年 2 月 23 日）を題材として、既存の立法の解釈を通じて租税回避に対抗することが可能か否かを検討します。

### 15 回目：総括

・要点：これまでの講義内容を復習の上、講義では取り扱えなかった論点を一瞥します。

#### <講義の進め方>

まずは、講義を通じて前提となる知識を習得してもらいます。つぎに、<アクティブ・ラーニング要素>に記したように、代表的な先例について各履修者にプレゼンテーションをしてもらい、それに基づき履修者全員で議論します。

講義とプレゼンテーションの割合は、半半とする予定です。ただ、履修者の人数や顔ぶれによっては、この割合や、プレゼンテーションの対象や、講義内容の一部を変更することもあり得ます。詳細は講義時に指示をします。

#### <事前事後学修内容>

税法の応用講義ということで、「税法 I」よりも能動的な履修態度が必要です。とりわけプレゼンテーションにおいては、担当者はもとより、それ以外の履修者も、対象となっている裁判例を十分に読み込んで、事前に問題意識を形成しておくようにしてください。後のディスカッションを実り多いものとするためには、この点が肝要です。

担当教員の講義については、オフィスアワーを活用し、各回の講義内容を確実に定着させるようにしてください。

#### <予習・復習時間>

プレゼンテーションで取り上げる裁判例は、長いものから短いものまで、さまざまです。内容を理解し、質疑応答に臨むには、最低でも 4 時間の事前準備が必要です。言うまでもなく、プレゼンテーションを担当する履修者は、別途、資料等の準備時間を必要とします。

#### <教科書及び教材>

教科書は使用しません。講義においては、担当教員の方で PowerPoint のスライドを作成し、適宜、レジュメや必要資料を配付します。これらは講義終了後、Microsoft Teams の講義用「チーム」にアップロードします。講義内容の復習に利用してください。

#### <参考書>

岡村忠生編著『租税回避研究の展開と課題』（ミネルヴァ書房，2015）。

清永敬次『租税回避の研究』（ミネルヴァ書房，初版 1995，2015 年復刊）。

谷口勢津夫『租税回避論：税法の解釈適用と租税回避の試み』（清文社，2014）。

なお、法令集として、所得税法（同施行令・施行規則）、法人税法（同施行令・施行規則）及び租税特別措置法（同施行令・施行規則）が掲載してあるものを用意してください。法令集の該当箇所のコピーを持参するか、あるいは、「電子政府の総合窓口」等のウェブ・サイトを随時閲覧することで

も構いません。

#### <成績評価方法>

以下の三点を合計の上、60%以上の得点を単位取得の要件とします。

1) プレゼンテーション：45%

詳細は<アクティブ・ラーニング要素>を参照してください。プレゼンテーションそのものの完成度や、質疑に対する応接状況を評価の対象とします。

2) 期末レポート：45%

上記プレゼンテーションにつき、当日の質疑・コメントを踏まえて文章化の上、後日発表する方法で提出してください。

3) 発言等、講義への貢献度：10%

※期末試験は行いません。

なお、欠席が6回以上となった履修者は、成績評価の対象としません。

#### <課題(試験やレポート等)に対するフィードバック方法>

プレゼンテーションは、担当教員や他の履修者を交えたディスカッションの対象となり、これがそのまま、プレゼンテーションを担当する履修者に対するフィードバックとなります。

#### <履修条件>

開講時点において、春学期開講の「税法Ⅰ」の単位を取得済みであること。

なお、「税法演習」に所属する院生は、「税法Ⅰ」に加えて、1年次にこの講義をかならず履修して下さい。

#### <ディプロマポリシーとの関連>

アントレプレナーシップ発揮に必要な専門的かつ実践的知識の学修に該当します。

#### <録画講義の視聴> 可

#### <オフィスアワー>

毎週月曜日 5限

#### <その他>

税法に関する基礎知識を有していることを前提とします。このため、春学期開講の「税法Ⅰ」の単位を取得していない院生については、履修を認めません。

なお、開講までに、「税法Ⅰ」で学習した内容を十分に復習しておくようにしてください。